

が訪問看護を実施した場合(看護職員が訪問看護を行った後に続いて別の理学療法士等が訪問看護を行う場合など)は職種ごとに算定可。

(4) 1人の利用者に対して、連続して訪問看護を提供する必要性は、適切なケアマネジメントに基づき判断する。

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合の算定方法

(1) 算定内容

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行い、かつ、連携する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の名称、住所その他必要な事項を届出した訪問看護事業所が、訪問看護を行った場合に、1月につき算定。緊急時訪問看護加算の届出が必要。

(2) 准看護師が指定訪問看護を行った場合

所定単位数の98%の単位数を算定。

(3) 要介護5利用者に実施した場合

1月につき800単位を所定単位数に加算。

(4) 1カ所の訪問看護事業所が訪問看護費を算定している場合

1人の利用者に対し、1カ所の事業所が訪問看護費を算定している場合は、別の訪問看護事業所は、算定不可。

(5) 日割り計算により算定する場合

- ① 月の途中から利用した場合または月の途中で利用を終了した場合は、利用期間(利用開始日から月末日までまたは当該月の初日から利用終了日)に対応した単位数を算定(「日割り計算」)。なお、利用開始日とは、利用者と事業者の利用契約締結日ではなく、実際に利用者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した日。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護サービスのみ利用していた者が、あらたに訪問看護サービスを利用開始した場合は訪問看護を利用した日をいう。
- ② 月の途中で短期入所生活介護、短期入所療養介護を利用している場合、その期間について日割り計算により算定。
- ③ 月の途中で要介護5から他の要介護度に変更となった場合、及び他の要介護度から要介護5に変更になった場合は日割り計算により算定。
- ④ 月途中で、末期の悪性腫瘍または別に厚生労働大臣が定める疾病等(医療保険適用)となった場合は、その状態にある期間を日割り計算により算定。

■ 訪問看護ステーション・医療機関の加算算定のポイント

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合は省略)

算定項目(※処遇改善加算は共通項目ページ参照)	改定前	改定後	対比
1時間30分以上	+300	+300	0
夜間早朝の場合	+25%	+25%	0

深夜の場合		+50%	+50%	0
2人以上による場合(30分未満)		+254	+254	0
2人以上による場合(30分以上)		+402	+402	0
特別地域訪問看護加算		+15%	+15%	0
中山間地域等における小規模事業所加算		+10%	+10%	0
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+5%	+5%	0
要介護状態区分5の場合(ハ算定時)		+800	+800	0
緊急時訪問看護加算	訪問看護ステーション	540	540	0
	病院・診療所	290	290	0
特別管理加算	特別管理加算(Ⅰ)	500	500	0
	特別管理加算(Ⅱ)	250	250	0
ターミナルケア加算		2000	2000	0
ニ 初回加算		300	300	0
ホ 退院時共同指導加算		600	600	0
へ 看護・介護職員連携強化加算		250	250	0
ト 看護体制強化加算(1月)			+300	新設
チ サービス提供体制強化加算	イロ算定の場合(1回)	6	6	0
	ハ算定の場合(1月)	50	50	0

※特別地域(介護予防)訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、サービス提供体制強化加算、ターミナルケア加算は、支給限度額管理の対象外。

■各種加算について

(1) 長時間訪問看護加算

- 特別な管理を必要とする利用者(厚生労働大臣が定める状態※及び特別管理加算算定対象者)に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となるときに算定可。

※医科診療報酬点数表の在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態

- ① 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 医科診療報酬点数表の在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態